

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 389

2019年 5 月号 MAY



今月のお知らせ

自動車税・固定資産税など新年度の納税が始まりますので気をつけましょう

- ✍ 平成31年度の主な税制改正 Part
- ✍ 法人向け節税保険は見直しの方向へ
- ✍ 働き方改革セミナー **申込受付中**
- ✍ はしやすめ ・2024年から新紙幣へ
- ✍ 税務まめ辞典 ・資格取得費用は研修費かそれとも給与か



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

平成31年度の主な税制改正 Part II

4月号に引き続き、決定した税制改正から順次お伝えしていきます。

資産課税

個人事業者の事業承継税制の創設

法人の事業承継税制はすでに創設されていましたが、個人事業者についても中小企業経営者の高齢化に伴う世代交代に向けた集中取組期間10年間の時限措置として事業承継税制を創設。

【概要】

- 平成31年1月1日から令和10年12月31までの間に相続又は贈与した事業用の土地（400㎡が上限）・建物（800㎡が上限）・その他一定の減価償却資産（先代の青色申告書の貸借対照表に計上されているもの、営業用の標準税率が適用されている自動車等）について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額の納税を猶予する。
- 経営承継円滑化法に基づく承継計画を令和6年3月31日までに都道府県知事に提出し、認定を受けて事業を継続すること。
- 3年ごとに税務署へ継続届出をする必要がある。
- 不動産貸付業は対象外。
- 現行の事業用小規模宅地特例との選択適用。

【法人版事業承継税制と個人版事業承継税制の比較】

	法人版（特例措置）	個人版
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 〔2018年4月1日から〕 〔2023年3月31日まで〕	5年以内の個人事業承継計画の提出 〔2019年4月1日から〕 〔2024年3月31日まで〕
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔2018年1月1日から〕 〔2027年12月31日まで〕	10年以内の贈与・相続等 〔2019年1月1日から〕 〔2028年12月31日まで〕
対象資産	非上場株式等	特定事業用資産
納税猶予割合	100%	100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	原則、先代一人から後継者一人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可
贈与要件	一定数以上の株式等を贈与すること ※後継者一人の場合、原則2/3以上など	その事業に係る特定事業用資産 のすべてを贈与すること
雇用確保要件	あり（特例措置は弾力化）	雇用要件なし
経営環境変化に対応した減免等	あり	あり ※後継者が重度障害等の場合は免除
円滑化法認定の有効期限	申告期限から5年間	最初の承継（贈与・相続）から2年間

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

- 教育資金の一括贈与非課税措置は、贈与があった年の前年の受贈者（贈与を受けた人）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないこととする一方、30歳到達時点において現に学校等に在学又は教育訓練給付の支給対象金の対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても贈与税を課税しない。適用期限は2年延長
- 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置についても、贈与があった年の前年の受贈者（贈与を受けた人）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないこととする。適用期限は2年延長。

車体課税の見直し

○ 自動車税の引き下げ（2019年10月1日以後に新車登録を受けたものから適用）

消費税率引き上げ後に購入した新車から、自家用乗用車に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げます。なお、軽自動車については変更なし。

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

○ 自動車重量税のエコカー減税の見直し（軽減率と対象車両の縮小）

自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等の見直し及び2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化

法人向け節税保険は見直しの方向へ

国税庁は4月11日、法人向けのいわゆる節税保険に対し改正案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を開始。ピーク時の解約返戻率が50%を超える定期保険等について全額損金に算入することを認めず、一部資産計上することが原則となる見通し。

【最高解約返戻率50%超の定期保険等の保険料の取り扱い（案）】

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額（残額を損金算入）
50%超70%以下	保険期間の前半4割相当の期間	当期分支払保険料×40%
70%超85%以下		当期分支払保険料×60%
85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間等の終了日	当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%（保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）

※ 既に契約されている分への見直しはされないことが明らかとなっています。

万が一の事業保障の確保、あるいは解約返戻金を利用した事業資金の確保、そして無事に勇退を迎えられれば、自身の役員退職慰労金の原資となるなど、保障と節税が両立するとしてこれまで多くの中小企業者に活用されてきたこれらの節税保険は、解約すれば「雑収入」として計上されるため、あくまでも納税の先送り、いわゆる“税の繰り延べ”であり、何ら税法に反するものではありません。

過去にも全額損金算入されていた法人契約のがん保険などが見直された経緯があり、節税保険があたかも悪いもののように見なされていますが、元々は金融庁に認可された保険商品です。

今回の見直しが、リーマンショックから立ち直り、ようやく利益が出始めた中小企業者に対して水を差す結果とならないか危惧されます。

働き方改革セミナー 申込受付中

4月号でお伝えしましたように下記日程にて働き方改革セミナーを開催します。働き方改革によって会社としてどのように対処したらよいか、皆様の疑問にお答えできるように質疑応答の時間を長く取る予定です。ふるってご参加ください。

- 日時：2019年6月7日（金） 午後1時30分～午後3時まで
- 場所：嶋会計センター 1階会議室
- 費用：無料
- 申込：6月3日（月）までにお電話にてお申し込み下さい（定員30名になり次第締め切り）
- 講師：特定社会保険労務士 河崎 勇之介 先生（河崎社会保険労務士事務所勤務）

はしやすめ

2024年から新紙幣へ



新元号が「令和」と決まって程なく、政府は2024年の上半期をめどに新紙幣に一新すると発表しました。紙幣一新は2004年以来20年ぶりとなりますが、「もうそんなに経つ！」と驚いた方も多いのではないのでしょうか。

新しい千円札に選ばれたのは病原菌であるペスト菌を発見し、「日本の細菌学の父」と言われた医師で細菌学者の北里柴三郎。現在の千円札である野口英世は、北里柴三郎が設立した私立伝染病研究所（現在の東京大学医学研究所）に勤めていた弟子にあたります。

続いて、五千円札に選ばれたのは日本の女子教育の先駆者で津田塾大学を創立した津田梅子。彼女は満6歳で親元を離れアメリカへ1年間留学。帰国後は英語教育に貢献。ヘレンケラーやナイチンゲールとも親交があり、その当時は珍しかった生涯独身を貫き、女子高等教育に尽力しました。

最後に、一万円札に選ばれたのは渋沢栄一。現在のみずほ銀行やサッポロビールなど約470社もの会社設立に関わり、「日本資本主義の父」と呼ばれた実業家です。

ところで、新紙幣にするのは第一に偽造防止が目的と言われています。現在の紙幣にもその技術が施されています。スキャナーで読み取れないような小さな文字や透かしなどで、お手元の紙幣をご覧になると分かりやすいのですが、光にかざすと肖像画の右側に千円札は1本、五千円札は2本、一万円札は3本の縦線が浮かび上がってきます。他にも目の不自由な方が指で触っても紙幣の種類が分かるように千円札には横棒、五千円札には八角形、一万円札にはかぎ型（J）の識別マークが印刷されています。

これまで渋沢栄一は何度も肖像画の候補として選考されてきましたが、偽造防止のため肖像画にはひげのある人物が選ばれてきました。偽造防止の技術が向上してひげのない女性も使えるようになり、ようやく渋沢栄一の肖像画も採用されることになりました。

そして、新紙幣への切り替えには「タンス預金を減らす」という目的もあります。「旧札は使えなくなる」とか、「ため込んでいると思われる」という心理的な側面から何とかタンス預金を表に出したいのです。

渋沢栄一は「お金はよく集めて、よく使っていくべき」という言葉を残しています。現在50兆円あると言われているタンス預金が言葉どおりに使われていくのか、それともますます増えていくのか。新紙幣を発表した政府の手腕にかかっています。

ちなみに、新紙幣切り替え後でも旧紙幣は引き続き使えますのでご安心を。

税務まめ辞典

資格取得費用は研修費かそれとも給与か

役員や従業員が知識習得や人材育成のため研修会に参加したり資格を取得したりするケースがありますが、これらの費用を会社が全部あるいは一部を負担した場合、研修費として計上できる場合と給与として課税される場合があります。

所得税基本通達には、「役員や使用人に職務に直接必要な技術や知識を習得、免許や資格を取得させるために研修会、講習会等の出席費用を支出した場合、適正なものに限り、課税しなくて差し支えない」と記されています。

つまり、業務に直接必要な技術や免許の取得費用については、その費用が適正な金額であれば研修費等として計上されることとなります。（研修や資格取得が必要な理由を明確にしておきましょう）

例えば、業務でパソコンを使うためパソコン教室に通う費用や、海外取引があり英語を話す必要があるため英会話教室に通う費用、車を使う仕事で運転免許証が必要なため自動車学校に通う費用、飲食店における調理師免許取得のための費用などが挙げられます。

ただし、**個人の趣味・自己啓発に対するものや、研修費・資格取得費用の一部を金品で補助する場合、あるいは特定の役員や親族のみに限り支出した費用などは給与として所得税や住民税が課税されることとなります。**

また、税理士や弁護士など一身専属（特定の人に引き継ぐことができない、その人だけの資格や権利）の資格取得の費用については、特定の職業に従事することができる資格であることから給与として課税される可能性が高いと言えます。